

読谷村立幼稚園一時預かり保育について（お知らせ）

村立幼稚園では、村立幼稚園に在園する園児を対象に幼稚園教育時間の終了後や長期休業中に一時預かり保育を実施し、保護者の子育て支援を行っています。

1）一時預かり保育の実施日及び時間

- （1）一時預かり保育実施日：入園式の翌日 ～令和9年3月26日
- （2）実施時間：①月曜日～金曜日：幼稚園終了時間 ～ 午後6時まで
②夏季・冬季・春季休業中：午前7時30分 ～午後6時まで
- （3）一時預かり保育の休業日
①国民の祝日に関する法律に規定する日／②土曜日及び日曜日
③慰霊の日（6月23日）／④年末年始（12月29日～1月3日）
⑤前各号に定めるもののほか、教育長が指定した日又は園長が特に必要と認めあらかじめ教育長の承認を得た日

2）対象園児（受入基準）

- 読谷村立幼稚園に在園する園児の保護者等が以下のいずれかに該当する場合に行うものとする。
- ①就労又は就学をしている場合／②出産又は病気等による場合／③事故又は災害の場合
 - ④家族の看病、看護又は介護をすることとなった場合／⑤保護者等の育児等に伴う心理的・肉体的負担を軽減するため保育を必要とする場合
 - ⑥冠婚葬祭等、社会的にやむを得ない事由により緊急又は臨時的に保育を必要と認める場合
 - ⑦その他、教育長が一時預かり保育を必要と認める場合

3）保育料・納付方法など

- （1）保育料：以下表のとおり

※一時預かり保育料の無償の対象となるためには、読谷村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

階層区分		推定 年収	一時預かり保育料 （8月を除く月）		一時預かり保育料 （8月分）	
			月上限額	日額	月上限額	日額
第1階層	生活保護世帯	—	0円	0円	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯 （所得割非課税世帯を含む）	～ 270 万円	3,000 円	200 円	6,000 円	400 円
第3階層	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	～ 360 万円	5,500 円	300 円	9,000 円	450 円
第4階層	市町村民税所得割課税額 211,200円以下	～ 680 万円				
第5階層	市町村民税所得割課税額 211,200円以上	680万 ～				

- (2) 納付方法：当月の利用日数に応じて翌月の末日に（翌月末日が金融機関の休業日に当たるときは、その日の後において最も近い休業日以外の日）口座振替になります。
- (3) 保育料の減額又は免除：当該保育料の納付義務者が疾病にかかり、又は災害により著しい損害を受け保育料の納付が困難になったとき、その他村長が特別の理由があると認めたときに限り、保育料の減免又は免除を受けることができます。

※臨時一時預かり保育料は、冠婚葬祭等、社会的にやむを得ない事由により緊急又は臨時的に保育を必要とする場合に利用することができます。（ただし、昼食・おやつは持参となり、保育料は翌月の末日に納付書にてお支払いになります。また、日額の保育料の合計が月額保育料を超えた場合は、月額の保育料を徴収します。）

4) 昼食及びおやつについて

- (1) 昼食は弁当持参又は、ケータリング会社の給食を利用することができます。
給食費は、保育料とは別に各園で徴収します。
- (2) おやつ代として月額 1,400 円を保育料とは別に各園で徴収します。

5) 一時預かり保育の申込み及び中止の手続き

- (1) 利用申し込み
一時預かり保育申請書（様式第 1 号）に必要とする書類（同意書）を添えて、入園予定の
村立幼稚園へ提出ください。
- (2) 一時預かり保育の中止
一時預かり保育を中止する場合は、預かり保育を停止する 7 日前までにこども未来課へ中
止届けを提出ください。夏休み期間等の一定の期間利用しない場合、中止届の提出は必要
ありません。

6) 一時預かり保育の利用決定について

一時預かり保育の申し込みがあったとき、受け入れの可否を一時預かり保育料決定通知書に
より通知します。（3 月予定）

7) 登降園及び欠席について

- (1) 園児の迎えは原則、保護者が行い、記録簿に氏名、時間を必ず記入することとしていま
す。但し、やむを得ない場合のみ保護者責任のもと依頼された大人が行い、その場合は
必ず幼稚園へ事前連絡を入れてください。
- (2) 夏季・冬季・春季休業期間中の登降園の送迎は原則、保護者が行い、記録簿に氏名、時
間を必ず記入することとしています。但し、やむを得ない場合のみ保護者責任のもと依
頼された大人が行い、その場合は必ず幼稚園へ事前連絡を入れてください。
- (3) 欠席させる場合は、幼稚園へ早めに連絡してください。
- (4) 習い事の送迎については、保護者責任のもとに行ってください。

8) その他

- (1) 一時預かり保育の場所：各園で指定する場所で保育を行います。
- (2) 教育活動：日々の教育活動は、幼稚園教育の目標を踏まえ各園で計画し、実施します。
- (3) 一時預かり保育に係る体制：一時預かり保育専任の教諭と幼稚園教諭とで連携し、指導
に当たります。
- (4) 持ち物など：一時預かり保育に関する持ち物については、各園から連絡します。
※歯ブラシ・着替え・バスタオル等
- (5) 投棄については、原則として行いません。

令和 〇▲ 年 〇▲ 月 〇▲ 日

読谷村教育委員会教育長 殿

保護者名 読谷 太郎

一時預かり保育申請書

読谷村立幼稚園一時預かり保育の運営に関する規則第7条の規定により一時預かり保育を下記のとおり申請します。

幼稚園名	読谷村立 読谷 幼稚園		
ふりがな 幼児名	よみたん べにまる 読谷 紅丸	生 年 月 日	令和〇▲年〇▲月〇▲日生
現住所	座喜味2901番地 〇▲アパート 〇▲号室	保 護 者 名	読谷 太郎
連絡先	幼児との関係 (父) 携 帯 (000-0000-0000) 自宅電話 (000-0000) 職場名 (〇▲会社) 職場電話 (000-0000)		
	幼児との関係 (母) 携 帯 (000-0000-0001) 職場電話 (000-0001) 職場名 (〇▲会社)		
一時預かり保育 希望期間	令和8年4月7日 ~ 令和9年3月26日 ↑ 午後の預かり保育は令和8年4月7日~令和9年3月26日が実施期間		
臨時預かりの項目です。月単位での預かりを希望する方はこの欄の記入は不要です。	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
一時預かり保育を 希望する理由	① 就労又は就学をしている ② 出産又は病気等 ③ 事故又は災害にあった ④ 家族の看病、看護又は介護をすることになった ⑤ 育児等に伴う心理的・肉体的負担の軽減 ⑥ 冠婚葬祭等（緊急又は臨時的に保育が必要になった） ⑦ その他、教育長が一時預かり保育を認める場合 ()		

※職種名でなく会社名を記入

<教育委員会が記入する欄>

一時預かり保育受付日	年	月	日		
保育料（日額）	0 円	／	200 円	／	300 円
保育料（8 月分）	0 円	／	400 円	／	450 円
臨時の保育料（日額）	0 円	／	200 円	／	300 円
臨時の保育料（8 月分）	0 円	／	400 円	／	450 円

一時預かり保育に係る同意書

※記入した日の記載を必ずお願いします※

令和 ○▲ 年 ○▲ 月 ○▲ 日

読谷村立（**読谷**）幼稚園長 殿

園児氏名 **読谷 紅丸**

生年月日 令和 ○▲ 年 ○▲ 月 ○▲ 日生

1. 「読谷村立幼稚園一時預かり保育について」を承諾のうえ、一時預かり保育を利用することに同意します。

2. 一時預かり保育におけるケイタリング給食を利用するにあたり、以下の事に同意します。

- ① ケイタリング給食を利用するにあたり、その料金を毎月決められた期日までに、確実に支払うことに同意します。
当月分の支払いが月中にされなかった場合は、利用の停止となっても異存はありません。
- ② ケイタリング給食は、1 か月ごとの契約とし、毎月 10 日までに支払います。その際、欠席等で欠食になった場合でも 返金しないことに異存はありません。
- ③ 食物アレルギーがある場合は、ケイタリング給食および契約のおやつを利用することができないことに異存はありません。
- ④ 万が一、食物によるアレルギー反応が出た場合は、保護者が一切の責任を負うことに異存はありません。

住 所 **座喜味 2901 番地 ○▲アパート ○▲○号室**

園児との続柄 **母**

保護者氏名 **読谷 花子**

連絡先 (1) **000-0000-0000** (2) **000-1111-1111** (3) **000-2222-2222**

食物アレルギーについて **ない** **ある** 食品・・・**たまご**

☐ 弁当持参

弁当、おやつ持参が条件です。

☐ ケイタリング給食注文

※ ☐ は、いずれかに○を記入する